

## 新潟県との包括連携協定締結



花角英世新潟県知事

廣田幹人社長

2023年11月28日、新潟県と弊社は相互に連携・協力関係を深め、県民生活の向上や地域の活性化等県民サービスの向上を図るため、次の6項目において包括連携協定を締結しました。

	協力事項	詳細
1	地域の安全・安心に関すること	(1) 「新潟県道路損傷通報システム」による安全管理への協力 (2) 出前授業「ALSO K あんしん教室」の開催 (3) 「こども 110 番の家」など子どもの見守り活動 (4) 高齢者の見守り活動 (5) 自治会への寄贈など街頭カメラの普及活動 (6) 「女性向け防犯セミナー」の開催 (7) 交通安全啓発活動への協力 (8) 緊急パトロールなど災害発生時の緊急対応 (9) 特殊詐欺被害防止対策への協力
2	環境保全に関すること	(1) 海岸清掃・植樹など環境保護活動 (2) 電気自動車（EV）の更なる導入 (3) 産業廃棄物等の不法投棄対策への協力
3	健康増進に関すること	(1) 「にいがた健康経営推進企業マスター2023」としての健康経営の深化 (2) 「にいがたヘルス&スポーツマイレージ事業」への参加など運動習慣の定着推進

4	女性活躍推進に関すること	(1)企業主導型保育園「いるか保育園」の運営など「子育てと仕事の両立支援」の推進 (2)女性社員のキャリアアップ支援
5	文化・スポーツ振興に関すること	(1)「新潟県文化祭」への参加協賛 (2)「子どもスポーツ教室」の開催 (3)ALSOK グループのトップアスリートなどの強化合宿派遣 (4)アスリートのU・Iターン就業の受け入れ
6	産業・観光・空港振興に関すること	(1)県内企業とスタートアップの連携・協業の促進 (2)「銀座・新潟情報館 THE NIIGATA」の広報展開 (3)「佐渡島の金山」世界遺産登録を見据えた観光周遊ルート等の情報発信 (4)福岡県との交流促進 「新潟⇄福岡線」の利用促進

<p style="text-align: center;">新潟県と新潟総合警備保障株式会社との包括連携に関する協定書</p> <p>新潟県（以下「甲」という。）と新潟総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。</p> <p>（目的） 第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携・協力関係を深め、県民生活の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。</p> <p>（協力事項） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で連携・協力する。 (1) 地域の安全・安心に関すること (2) 環境保全に関すること (3) 健康増進に関すること (4) 女性活躍推進に関すること (5) 文化・スポーツ振興に関すること (6) 産業・観光・空港振興に関すること</p> <p>（協定内容の変更） 第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。</p> <p>（協定の実施体制） 第4条 甲及び乙は、本協定を実施するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。</p> <p>（協定期間） 第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。</p>	<p>（守秘義務） 第6条 甲及び乙は、本協定の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによる。 2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。</p> <p>（協議） 第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自の1通を保有するものとする。</p> <p>令和5年11月28日</p> <p>甲：新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県 新潟県知事 花角英世</p> <p>乙：新潟県新潟市東区小金町1丁目17番20号 新潟総合警備保障株式会社 代表取締役社長 廣田 幹人</p>
---	---